

代行臨港道路(大阪港咲洲トンネル) 指定管理者募集要項

令和6年7月

大阪港湾局

目 次

1	指定管理者選定の目的	P 1
2	施設の概要	P 1～2
	（1）名称所在地	P 1
	（2）所在地	P 1
	（3）代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）の概要	P 1～2
3	指定期間	P 2
4	指定管理者が行う業務	P 2～3
	（1）管理運営の方針・基準	P 2
	（2）指定管理者の業務の範囲	P 2
	（3）業務の第三者への委託	P 3
	（4）点検・報告	P 3
	（5）事業報告書の作成・提出	P 3
5	夢咲トンネル管理業務	P 3～4
	（1）施設の概要	P 4
	（2）業務期間	P 4
6	管理運営経費	P 4～5
	（1）管理運営経費	P 4～5
	（2）会計区分	P 5
7	リスク分担	P 5
8	指定管理者の申請手続きに関する事項	P 5～12
	（1）募集要項等の配布	P 5
	（2）説明会	P 5～6
	（3）質問の受付・回答	P 6
	（4）申請の受付	P 6～7
	（5）申請資格	P 7～8
	（6）提出書類	P 8～9
	（7）提案を求める内容	P 10～11
	（8）失格事項	P 12
	（9）申請上の注意事項	P 12
	（10）スケジュール	P 13
9	指定管理予定者の選定	P 13～14
	（1）選定方針	P 13
	（2）選定方法	P 13
	（3）選定項目・配点	P 14
	（4）選定結果	P 14
10	協定の締結	P 15

11	特記事項	P 15
	（１）本施設を取巻く状況・今後の課題	P 15
	（２）大阪市と指定管理者との協議	P 15
12	その他	P 15
	（１）添付資料	P 15
	（２）担当	P 15

代行臨港道路(大阪港咲洲トンネル) 指定管理者募集要項

1. 指定管理者選定の目的

代行臨港道路(大阪港咲洲トンネル)(以下「本施設」という。)は、大阪市港区築港と住之江区咲洲地区を結ぶ、大阪港の物流ネットワーク基盤を形成する臨港交通施設であり、また市内中心部と開発の進む咲洲コスモスクエア地区を直結する自動車交通路の要として、道路交通需要に寄与することを目的としています。

このような施設の特徴を踏まえ、指定管理者の創意工夫による施設の効率的な管理運営により、一般交通の用に供する社会資本としての責務を全うするとともに、利用者に対する質の高いサービスを提供することを目的として、指定管理者制度により適切な管理運営主体を募ることとします。

2. 施設の概要

(1) 名称

代行臨港道路(大阪港咲洲トンネル)

(2) 所在地

大阪市港区海岸通1丁目から大阪市住之江区南港北1丁目に至る間

(3) 本施設の概要

◇ 建設年度 平成9年度

◇ 建設仕様

【道路・トンネル部】

代行臨港道路総延長	約2km
○ トンネル部延長(海底部+陸上部)	1,621.405m
➤ 海底トンネル部	1,090.860m
・ 沈埋函(計10函)	1,033.860m
・ 換気塔部(港区側、南港側各1箇所)	66.400m (33.2m×2)
➤ 陸上トンネル部	530.545m
○ 地上道路部延長	547.400m

道路区分 道路構造令第4種第1級

幅員構成 往復分離4車線

【港区換気塔部】

構造	SRC造(地下はRC造)
規模	地下5階、地上4階、塔屋4階
延床面積	6,993.98㎡
建築面積	1,172.56㎡

【南港換気塔部】

構造	S R C 造（地下は R C 造）
規模	地下 5 階、地上 3 階、塔屋 5 階敷地面積 2, 519. 00 m ²
延床面積	6, 733. 94 m ²
建築面積	1, 205. 75 m ²

3. 指定期間

令和 7（2025）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日まで（5 年）。

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収すると共に、取消しに伴う大阪市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

4. 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営の方針・基準

市内中心部と咲洲コスモスクエア地区を直結する自動車交通路として、一般交通の用に供するため、本施設を包括的かつ適切に管理運営してください。

(2) 指定管理者の業務の範囲

大阪市港湾施設条例及び大阪市港湾施設条例施行規則に規定する事業に関し、次のとおり実施してください。

指定管理者が行う業務（以下「当該業務」という。）の詳細については、「代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）指定管理者業務の基準」（以下「業務の基準」という。）（別紙）に定めましたので、確認してください。

- ア 施設の管理に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 日報及び月間事業報告書の作成
- エ 年間事業計画書及び年間事業報告書の作成
- オ 自己点検に関する業務
- カ 指定期間終了にあたっての業務
- キ その他日常業務の調整

上記の業務のうち、ウからキの業務については、指定管理者自身が実施するものとし、第三者に対して委託することはできません。

なお、ア、イについては、全部又は一部を第三者に委託することができますが、ア、イに係る企画立案及び実施の総括については、第三者に委託することはできません。

(3) 業務の第三者への委託

- ア 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項 4. (2) において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。
- イ 当該業務の一部を第三者委託及び再々委託（以下「第三者委託等」という。）する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と第三者委託等の契約を締結してはなりません。また、第三者委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(4) 点検・報告

指定管理者には、毎月終了後、管理業務の実施状況、利用状況等に関する月次報告書を作成し、大阪市に提出していただきます。

また、指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告していただきます。また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

(5) 事業報告書の作成・提出

地方自治法第 244 条の 2 第 7 項、大阪市港湾施設条例及び大阪市港湾施設条例施行規則の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を速やかに大阪市に提出する必要があります。大阪市は、提出された事業報告書と本要項 4. (4) の自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は大阪市のホームページで公表します。

5. 夢咲トンネル管理業務

本業務は港湾施設（臨港交通施設）である夢咲トンネル道路部（国有港湾施設）の交通監視・規制及び安全対策、並びに施設等の清掃・保守点検・補修等、施設の管理運営に係るト

ンネルの維持管理を行うものです。

夢咲トンネルは代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）と一体管理（一括監視制御）を行っているため、異なる事業者で管理することができないことから、大阪港咲洲トンネル指定管理者と契約し管理することとします。

(1) 施設の概要

◇名称 夢咲トンネル

◇所在地 大阪市住之江区南港北2丁目から此花区夢洲東1丁目に至る間

◇建設年度 平成21年度

◇建設仕様 延長 2.1 km

道路区分 道路構造令第4種1級

幅員構成 往復分離4車線

(2) 業務期間

令和7（2025）年4月1日から令和12（2030）年3月31日

6. 管理運営経費

(1) 管理運営経費

本施設の管理運営に必要な経費については、提案された収支計画を基本とし、業務代行料及び業務委託料（以下「業務代行料等」という。）は、下表の金額を上限とし提案願います。

なお、協定締結時に各年度の金額及び総額を決定し、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づいて、支払います。支払時期及び方法等については、協定で定めます。

① 大阪港咲洲トンネル管理運営業務（挙動観測業務を含む）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	総額
業務代行料上限額	375,760千円	375,760千円	391,666千円	375,760千円	375,760千円	1,894,706千円

※令和9(2027)年度は大阪港咲洲トンネル躯体及び変異測量ありとします。

② 夢咲トンネル維持管理業務（挙動観測業務を含む）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	総額
業務委託料上限額	456,478千円	456,478千円	456,478千円	456,478千円	456,478千円	2,282,390千円

ただし、前記①及び②における経費計上については、以下の按分基準を原則とし、提案してください。

項目		按分基準
人件費		折半
管理費		—
	清掃業務	トンネル毎で必要額を計上
	光熱水費	トンネル毎で必要額を計上
	保安管理費	—
	交通管理業務	折半
	設備監視業務	折半
	維持管理業務（各種点検）	トンネル毎で必要額を計上
	修繕費	—（※）
その他経費		トンネル毎で必要額を計上

（※）大阪港咲洲トンネルについては、本要項 8（7）キに定める金額で固定とします。
夢咲トンネルは必要額を提案し、計上願います。

（2）会計区分

当該業務に係る会計（記録及び帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。

7. リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、別表のとおりとします。

8. 指定管理者の申請手続きに関する事項

（1）募集要項等の配布

ア 窓口配布期間

令和 6 年 7 月 26 日（金）から令和 6 年 9 月 25 日（水）まで

配布時間は 9 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時までとします。

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 配布場所

大阪港湾局計画整備部施設管理課

（大阪市港区海岸通 3－4－28 2 階）

※ 募集要項は大阪港湾局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000631788.html>

（2）説明会

ア 開催日時

令和 6 年 8 月 7 日（水）14 時（予定）

イ 開催場所

大阪港湾局会議室

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 10 階

ウ 参加申込み

説明会に参加を希望する法人等は、令和 6 年 8 月 2 日（金）17 時までに、参加申込書【様式 10】を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記の上、(1)イ配布場所に直接持参、FAX 又は E-mail のいずれかで、施設管理課あて申し込んでください。

・ FAX : 06-6572-2398

・ E-mail : na0016@city.osaka.lg.jp

※ E-mail で送信する場合は、件名を「指定管理者説明会参加申込み」とし、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。

エ その他

- ・ 説明会への参加は必須ではありません。
- ・ 募集要項等の資料は持参ください。
- ・ 見学会で配布した資料等については、後日下記ホームページ上で公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000631788.html>)

(3) 質問の受付・回答

質問がある場合は、所定様式の質問票（様式 9）を、FAX または E-mail で送付してください。また、電話や来訪による質問には回答できません。

ア 受付期間

令和 6 年 8 月 9 日（金）から 8 月 30 日（金）まで

イ 質問時の留意事項

E-mail の場合、件名の先頭に【咲洲トンネル指定管理質問】と入力すること。期限が過ぎた質問は受け付けないので注意すること。

ウ 質問への回答

令和 6 年 9 月 11 日（水）（予定）から大阪港湾局ホームページに掲載します。

(4) 申請の受付

申請書類は、次の提出期間内提出場所へ必ず持参してください。送付、FAX、E-Mail による提出はできません。なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和 6 年 9 月 17 日（火）から令和 6 年 9 月 25 日（水）まで

（土曜・日曜・祝日を除く）

受付時間：9 時 30 分から 12 時まで、及び 13 時から 17 時まで

※ 上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

イ 提出場所

大阪港湾局計画整備部施設管理課

大阪市港区海岸通 3－4－28 2 階

(5) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。個人での申請はできません。

ア 法人等に関する要件

- ① 大阪市港湾施設条例第 23 条の規定に該当していないこと
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く）
- ⑦ 法人税、消費税及び特別地方消費税並びに大阪市民税の滞納がないこと。ただし、大阪市に納税義務がない場合は、本店所在地の市町村民税（特別区の場合は、都民税）の滞納がないこととする。
- ⑧ 国土交通省が定めている「道路トンネル非常用施設設置基準」でトンネル等級 A A 級の施設の管理運営実績を 1 年以上有していること
- ⑨ トンネルその他土木構造物の挙動観測・評価業務の実績を 1 年以上有していること

イ 連合体に関する要件

- ① 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること
- ② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- ④ 本件募集に関して各構成団体は 2 以上の連合体の構成団体となることができない。

また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

- ⑤ 各構成団体のいずれもが上記アの①～⑦の内容を満たしていること
- ⑥ 各構成団体のいずれかが上記アの⑧、⑨の内容を満たしていること
- ⑦ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則としては認めない。

(6) 提出書類

ア 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正 1 部、副（マスキングあり）10 部、副（マスキングなし）3 部をそれぞれ提出してください。なお副は正本の複写を可とし、マスキングとは法人等の名称等判断を許す恐れのある箇所を黒塗り、若しくは道路名称等を一般化したものをいう（以下同じ）。

上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。

イ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む）の記載は正 1 部のみとし、副 13 部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市内で黒塗り等の措置を行う場合があります。

ウ 連合体で申請する場合、下表提出書類③～⑧・⑪～⑲は構成する各法人等に関するもの、⑳・㉑は該当する法人等に関するものを提出してください。⑨・⑩は連合体としての提案としてください。

エ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

提出書類	様式番号
① 指定管理者指定申請書 様式 1－1（連合体は様式 1－2）に必要事項を記入すること	様式 1－1 様式 1－2
② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	任意様式
③ 指定管理者指定申請に関する誓約書 単体・連合体は様式 2－1、第三者委託先は様式 2－2	様式 2－1 様式 2－2
④ 法人等の概要	様式 3
⑤ 役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式 4
⑥ 役員の履歴書 ⑤で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式
⑦ 障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。（障がい者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 8 条に規定する様式）	厚生労働大臣の定める様式または様式 5

なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主については、様式5「障がい者雇用の状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない事業主用）」を提出すること。	
⑧ 障がい者雇入れ計画書 ⑦において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用率未達成企業にあっては提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	様式 6
⑨ 代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	様式 7
⑩ 夢咲トンネル管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	様式 8
⑪ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑫ 法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した指定申請書提出日より3か月以内に発行されたもの。	証明書写
⑬ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近3決算期又は3事業年度の実績。作成義務のない法人等にあってはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑭ 事業報告書 直近3決算期又は3事業年度分の実績。法人以外の団体にあってはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑮ 法人等の事業計画書及び収支予算書 申請日の属する年度のもの	任意様式
⑯ 法人等の印鑑証明書 法人等が登録している印鑑で、申請書提出日において発行日から3か月以内のもの。	各種証明書（原本）
⑰ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その3の3」で提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写
⑱ 法人税等の申告書の写し 直近3年事業年度分。別表1、4、5を提出すること。	申告書写
⑲ 大阪市の法人市民税の納税証明書 直近3年分。大阪市に納税義務を有しない者にあっては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写
⑳ 国土交通省が定めている「道路トンネル非常用施設設置基準」でトンネル等級AA級の施設の管理実績を1年以上有することを証する書類	任意様式
㉑ トンネルその他土木構造物の挙動観測・評価業務の実績を1年以上有することを証する書類	任意様式
㉒ 選定結果通知用封筒一式 定型封筒（長形3号）に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（244円）を貼付したもの。	長形3号

(7) 提案を求める内容

本施設の設置目的を達成するとともに、より効果的・効率的に運営するための具体的な事業内容の提案を求めます。各提案にあたっては、管理運営の基本方針や条例を踏まえて提案してください。

なお、提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。

ア 施設の管理運営（夢咲トンネルの管理運営を含む。）

- ① 施設の管理運営方針・手法
- ② 平等利用の確保
- ③ 個人情報の保護・情報公開
- ④ 職員体制
- ⑤ 危機管理・安全管理（事故防止等安全対策、災害等緊急時の対応）

イ 事業計画（夢咲トンネルの管理運営を含む。）

- ① 事業計画
- ② サービス向上策
- ③ 利用者満足度の把握
- ④ 大阪港咲洲トンネル挙動観測業務

ウ 施設の有効利用

- ① 他施設との連携（夢咲トンネル管理運営を踏まえた連携）
- ② 自主事業等

エ 実績・専門性等

- ① 同種施設の管理運営実績等
- ② 職員に対する研修

オ 応援団体の取組み

- ① 社会的責任、大阪市の施策との整合
- ② 環境への配慮
- ③ 就職困難者の雇用への取組み
- ④ 個人情報保護に関する取組み
- ⑤ 女性活躍推進の取組み
- ⑥ 賃金・労働条件の向上に関する取組み

カ 経費の縮減等

- ① 管理経費の縮減にあたっての方針・具体的手法等

- ② 夢咲トンネル管理運営を踏まえた管理経費縮減
- ③ 施設のライフサイクルコストの低減・平準化策
- ④ 第三者への委託について

キ 収支計画（人件費・管理費・自主事業費等）

指定期間における各年度の収支計画を示してください。目的事業と自主事業についても区分して示してください。経費の見込みについては、積算根拠を具体的に示してください。基幹的な機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷及び基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・什器・備品等の損傷にかかる修繕費及び基幹的な機器等であっても1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者の負担とします（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）。この費用については、「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における金額は下表のとおりとします。

なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行いません。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が158,504,500円を下回った場合は、その下回った額を大阪市に納付していただきます。また、修繕費の総額が158,504,500円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議していただきます。また、指定期間内における施設の損傷については別表「リスク分担」に基づきます。

なお、当該施設における修繕必要箇所については、別紙「修繕必要箇所一覧」のとおりです。ただし、当該一覧表は、大阪市と指定管理事業者が今後修繕の必要がある箇所を共有するものであり、下表の計画額にて可能な範囲で修繕を行ってください。

《修繕費計画額表》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	総額
修繕費	31,700,900	31,700,900	31,700,900	31,700,900	31,700,900	158,504,500
	円	円	円	円	円	円

ク 夢咲トンネル管理運営業務計画

- ① 事業費
- ② 職員体制
- ③ 夢咲トンネル挙動観測業務

(8) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- ア 本要項8. (5)に定める申請資格を満たさなくなった場合
- イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- カ 大阪市が求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合
- キ その他不正・不誠実な行為があった場合

(9) 申請上の注意事項

- ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- イ 申請書類の提出は、1 法人等又は1 連合体につき1 案限りとします。
- ウ 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- エ 申請に必要な書類の提出後は、申請書類の変更・追加・引換えは認められません。ただし、代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）指定管理予定者選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- オ 選定にあたり追加資料を求める場合があります。特に申請者の施設管理運営実績等に疑義がある場合は追加の説明・資料提出を求め詳細を調査することがあります。申請者は正当な理由なく調査を拒むことはできません。
- カ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- キ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ク 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。
- ケ 提出された申請書類等は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- コ 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。
- サ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

(10) スケジュール

令和 6 年	7 月 26 日 (金)	公募開始
	8 月 9 日 (金)	質問受付 (～8 月 30 日 (金)まで)
	9 月 11 日 (木)	質問回答
	9 月 17 日 (火)	申請受付 (～9 月 25 日 (水)まで)
	10 月中旬	選定委員会(プレゼンテーション含む)
	11 月下旬	本市と仮協定の締結
	12 月中旬	市会議決、本市と本協定の締結
令和 7 年	1 月～3 月	業務引継ぎ手続き等
	4 月 1 日	業務開始

9. 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、大阪市港湾施設条例第 24 条の規定に基づき、

- ア 本施設の利用について平等な利用が確保されていること
- イ 施設の目的に照らしその効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること
- ウ 本施設の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有すること
- エ その他適正な管理を行うことに支障がないこと等を総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

(2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査及びヒアリングによって行います。

ただし、申請者が多数の場合は書類選考によりヒアリングの対象となる申請者を選定します。

申請者が 1 法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

(3) 選定項目・配点

指定管理予定者を選定する際の配点は、次のとおりとします。

○施設の設置目的の達成及びサービスの向上		40点
《施設の管理運営》 設置目的に沿った管理運営方針・手法、平等利用の確保、当該施設に配置される職員の体制、危機管理・安全管理 等	15点	
《事業計画》 事業計画、サービス向上策、利用促進策、利用者満足度の把握、（自主事業案） 等	10点	
《施設の有効利用》 他施設との連携、地域との連携、市民・NPOとの協働 等	15点	
○管理経費の縮減・収支計画		40点
業務代行料等の提案額	30点	
収支計画、支出見込みの妥当性 等	10点	
○申請団体		10点
経営方針、経営状況、同種施設の管理運営実績、専門性の有無、職員研修の実施 等		
○社会的責任・市の施策との整合		10点
環境への配慮、就職困難者の雇用への取組み、個人情報保護に関する取組み、女性活躍推進の取組み、賃金・労働条件の向上に関する取組み 等		
		100点

上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案については、失格とする場合があります。また、提案価格が上限額以上の場合は失格となります。

同点となった場合には、選定項目のうち「施設の設置目的の達成及びサービスの向上」の点数が高い法人等を上位とします。

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者を選定します。

選定結果については、すべての申請団体の名称を含め、申請者全員に書面で通知するとともに、大阪市ホームページ等により市民に公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

10. 協定の締結

指定管理予定者と大阪市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定は市会の指定の議決後、本協定となります。

11. 特記事項

(1) 本施設を取巻く状況・今後の課題

- ・ 今後一層のライフサイクルコストの削減・平準化の取組み強化が求められること
- ・ トンネル等重要土木構造物の適正な点検・維持管理が今後一層求められること
- ・ その他、2025 年大阪・関西万博開催及び IR 開催等に伴う本施設周辺の臨港道路環境変化など、管理運営に関すること全般が過渡期にあり、費用負担に限らず大阪市と指定管理者との強固な連携・信頼関係に基づく相互の協力が不可欠であること

(2) 大阪市と指定管理者との協議

募集要項・仕様書の記載事項はもとより、本特記事項を十分に理解・承諾のうえ、申請者は指定申請し、指定後は誠意をもって本施設全般にかかる大阪市との協議に応じ、必要な提案を主体的かつ積極的に行うこと。

12. その他

(1) 添付資料

- ① 別表「リスク分担表」
- ② 別紙「代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル） 指定管理業務の基準」
- ③ 申請書様式 1～10
- ④ 大阪港咲洲トンネル管理運営業務仕様書
- ⑤ 大阪港咲洲トンネル維持管理仕様書
- ⑥ 夢咲トンネル管理運営・維持管理仕様書
- ⑦ 大阪港咲洲トンネル・夢咲トンネル挙動観測仕様書
- ⑧ 大阪港咲洲トンネル・夢咲トンネル管理範囲図面
- ⑨ 指定管理施設修繕対応リスト

(2) 担当

担 当：大阪港湾局計画整備部施設管理課
住 所：大阪市港区海岸通 3－4－28 2階
電 話：06－6572－2674
F A X：06－6571－2398
E-mail：na0016@city.osaka.lg.jp